

計 画 年 度
令和6年度～令和12年度

京都府における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画



令 和 6 年 4 月
京 都 府

目 次

京都府における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画

(前文) 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供の整備基本方針

1	近年の獣医療を取り巻く情勢の変化	1
	(1) 食料の生産現場における獣医師の役割	
	(2) 喫緊の課題としての産業動物臨床獣医師等の養成・確保	2
	(3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり	
第1	整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	
1	診療施設及び主要な診療機器の整備の状況	3
	(1) 診療施設	
	(2) 主要な診療機器等	
2	診療施設の整備に関する目標	4
	(1) 開設主体ごとの診療施設の整備目標	
	(2) 地域ごとの診療施設の整備目標	
第2	獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	5
第3	獣医師の確保に関する目標	
1	獣医師の確保目標	6
2	獣医師の確保対策	
第4	相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	
1	組織的な防疫体制の確立	7
2	診療施設・診療機器の効率的利用	
3	獣医療情報の提供システムの整備	
4	診療効率の低い地域に対する診療の提供	8
第5	診療上必要な技術等獣医療に関する技術の向上に関する事項	
1	卒後・生涯研修	8
2	高度研修・臨床研修	9
第6	その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	
1	飼育者の衛生知識の啓発・普及等	10
2	広報活動の充実	
3	災害発生時における獣医療の提供	
4	人獣共通感染症サーベイランス	
5	傷病鳥獣の救護体制	
6	診療施設の整備	11

（前文） 獣医療をめぐる情勢と獣医療提供の整備基本方針

令和 2 年 5 月、国は、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に基づき、令和 12 年度を目標とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下、「基本方針」という。）を公表した。これを受け、京都府は国の基本方針に則し、以下に掲げた本府における獣医療の現状や課題対応への考え方などを踏まえ、平成 24 年に作成した「京都府における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を見直し、新たに令和 12 年度を目標として本計画を策定するものとする。

1 近年の獣医療を取り巻く情勢の変化

本府の獣医療は、産業動物や犬、猫、小鳥など家庭で飼育される小動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられる。特に高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、豚熱の国内発生や、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展に伴うアフリカ豚熱や口蹄疫、新興・再興感染症の侵入・発生リスクの増大等を受けて、令和 2 年 4 月には改正家畜伝染病予防法が公布されるなど、情勢は大きく変化している。

このような変化のもと、生活に欠かせない食料の安定供給とともに、動物の愛護や適正な飼育に関する意識の向上に伴い消費者や飼育者から期待される獣医療の水準はますます高まっている。

（1）食料の生産現場における獣医師の役割

本府の畜産は、農業総産出額の約 21%（令和 4 年）を占め、野菜、米とともに基幹的な部門として、発展してきたところである。近年は、家畜飼養戸数については各畜種とも減少傾向があるものの、1 戸当たりの飼養頭羽数は年々増加し、大規模農家において規模拡大が進んでいる。

府民の食生活の質が向上する中、食品の安全性に対する消費者の関心が以前にも増して高まっており、HACCP 方式等を導入した安全な畜産物の生産確保について獣医師の一層の貢献が期待されている。

(2) 喫緊の課題としての産業動物臨床獣医師等の養成・確保

産業動物分野に対する本府の獣医療の提供については、診療獣医師の高齢化が進行するとともに、農業関係団体の家畜診療業務からの撤退などの課題が生じている。

このような状況に対処し、今後の本府の獣医療を提供する体制の整備を図るために、産業動物分野については、「京都府酪農・肉用牛生産近代化計画」を踏まえたうえで、京都府農業共済組合（以下、「農業共済」という。）等の地域の中核的家畜診療所を中心に診療施設及び機器等の計画的な整備を促進し、的確かつ迅速な診断及び診療内容の高度化を推進する。

また、家畜疾病の予防、畜産物の安全確保を図るため、「京都府農林水産ビジョン」（令和5年3月）を踏まえ、各家畜保健衛生所を中心として、地域における防疫体制の確立、検査効率の向上等を推進するとともに、獣医療に関連する施設相互の機能及び業務の連携を促進し、効率的な診療体制の確立を図る。

農林水産省による獣医師法第22条の獣医師の届出状況等（令和4年12月31日現在）では、小動物診療獣医師が40.9%であるのに対し、家畜衛生や公衆衛生等に携わる公務員獣医師が22.6%、産業動物診療獣医師が11.0%と少ない状況となっている。国の基本方針でも、獣医系大学生への直近の調査では、産業動物分野への就業希望が2割程度と少なく、産業動物診療獣医師の確保が地域的に難しくなっていることへの懸念が示されている。

獣医師が口蹄疫等の家畜伝染病の防疫や食品の安全確保に重要な役割を担っていることを十分に認識し、獣医系学生の産業動物獣医療分野、公務員分野への誘導を促進するとともに、獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備を図る等獣医師の確保対策を推進する。

(3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

犬、猫、小鳥等の家庭で飼育される小動物分野における獣医療においては、動物愛護に対する意識の一層の向上等に伴い、国民生活における獣医療の位置付けはますます高まっている。一般家庭にふれあいや、ゆとりなどの安らぎを与える小動物の飼育頭数が増加するとともに、飼育動物の種類も多岐にわたっており、獣医療の内容は複雑多様化しているが、アニマルウェル

フェアや人獣共通感染症の観点からも、適切な飼育等について飼育者自身の意識を高める必要がある。

今後、本府では、小動物獣医療においては、診療技術の高度化、保健衛生指導の充実を図るために、様々な研修等を利用した診療技術の習得体制や保健衛生指導の強化を促進する。また、産業動物獣医療においても、情報通信技術等を用いた最新の診断技術や治療方法を導入するとともに、家畜所有者への飼養衛生管理基準の遵守指導や農場 HACCP の積極的な推進、アニマルウェルフェアや薬剤耐性菌対策等を啓発するため、研修会等への積極的参加を推進する。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の状況

(1) 診療施設（令和5年12月31日現在）

診療施設の地域ごとの開設件数は、下表のとおりである。

地域名	産業動物	小動物・その他
京都山城	10	223
南丹	10	14
中丹	7	15
丹後	3	5
計	30	257

(2) 主要な診療機器等

地域名	主要な機器	
京都山城	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生化学自動分析装置 ・ 落射型蛍光顕微鏡 ・ 細菌検査装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温高圧蒸気滅菌器 ・ ガス滅菌器 ・ 超音波診断装置
南丹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生化学自動分析装置 ・ 落射型蛍光顕微鏡 ・ 細菌検査装置 ・ 血球計算機 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高温高圧蒸気滅菌器 ・ ガス滅菌器 ・ ファイバースコープ ・ 超音波診断装置
中丹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生化学自動分析装置 ・ 落射型蛍光顕微鏡 ・ 細菌検査装置 ・ 遺伝子検査(PCR)装置 ・ リアルタイム PCR 装置 ・ 病理検査装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血球計算機 ・ 高温高圧蒸気滅菌器 ・ ガス滅菌器 ・ 超音波診断装置 ・ ELISA 分析装置
丹後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生化学自動分析装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血清電気泳動装置

	<ul style="list-style-type: none"> ・落射型蛍光顕微鏡 ・細菌検査装置 ・血球計算機 	<ul style="list-style-type: none"> ・高温高圧蒸気滅菌器 ・ガス滅菌器 ・超音波診断装置
--	--	--

2 診療施設の整備に関する目標

本府の産業動物分野における獣医療の提供は、現在、農業共済を中心に行われており、診療施設（診療機器等を含む。以下同じ）の整備に当たっては、家畜保健衛生所、農業共済、個人開業獣医師間の機能及び業務の連携を推進する中で、各診療施設の計画的な整備を行うことによって、的確化かつ、迅速な診療及び診療内容の高度化を促進する。

（1）開設主体ごとの診療施設の整備目標

ア 家畜保健衛生所

家畜疾病の予防、畜産物の安全を確保するため、地域における病性鑑定機能の充実及び検査効率の向上を図るための機器整備等を推進することとし、家畜保健衛生所が保有する検査機器を地域の産業動物診療獣医師が利用する等その効率的な活用を促進する。

イ 農業共済

本府における産業動物獣医療の中核的診療施設であり、家畜診療所について、診療の効率化及び高度化のために必要な診療施設の整備を促進するとともに、これらの診療施設を産業動物診療獣医師が利用する等その効率的活用を促進する。

ウ 個人開業獣医師

家畜保健衛生所や農業共済の所有する検査機器等の効率的な利用を基本とするが、遠隔地のために利用が困難な場合等においては過剰な設備投資にならないよう配慮し、診療の効率化を図る機器等の主体な整備を促進する。

（2）地域ごとの診療施設の整備目標

ア 京都山城地域

京都山城地域は、都市化の進展などにより農家数は減少してきているが、都市近郊における生産流通の有利性を生かした、乳用牛、採卵鶏等の専業経営が定着している。

乳用牛については、個体能力の向上等を背景として、泌乳・生殖器病、

産褥期疾患、運動器病等による死産及び病傷事故の発生が多い傾向にある。これらの疾病に的確に対応するため、飼養状況の推移にも注視しつつ必要な診療体制の整備を促進していく。

鶏については、農場単位の集団衛生管理への適切な対応を図るうえで必要な診療体制の整備を促進する。

イ 南丹及び中丹地域

南丹地域は、府内の乳用牛の約56%、肉用牛の約69%、豚の約98%を飼養する主要畜産地域であり、また、中丹地域はブロイラーの飼養が府内の約84%、採卵鶏の54%を占め、他の畜種についても南丹地域に次いで飼養頭羽数が多い地域で、両地域は、今後とも畜産の振興が見込まれる地域である。

肉用牛（肥育牛）については、呼吸器病、消化器病、泌尿生殖器病等による死産及び病傷事故が増加傾向にあり、これらの疾病に的確に対応するために必要な診療施設の整備を促進する。

豚については、農場単位の集団衛生管理への適切な対応を図るうえで必要な診療体制の整備を促進する。

乳用牛、鶏については、京都山城地域と同様とする。

ウ 丹後地域

丹後地域は、近年農家数は減少してきているが肉用牛の繁殖地域として重要であり、国営農地開発事業等により、飼料生産基盤の整備を行ったことで、飼料自給率が向上しており、今後とも畜産の振興が見込まれる地域である。

肉用牛（繁殖牛）については消化器病、子牛については消化器病や呼吸器病が多く発生しており、これらの疾病に的確に対応するために必要な診療体制の維持を促進する。

乳用牛、鶏については、他の地域と同様とする。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本府における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、家畜保健衛生所の所管区域ごとに、京都山城地域、南丹地域、中丹地域、丹後地域の4地域に区分し、それぞれの地域を獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として

指定する。

なお、それぞれの地域に含まれる市町村は次のとおりとする。

地域名	地 域 に 含 ま れ る 市 町 村
京都山城	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、家畜飼養戸数や頭数は減少するものの家畜伝染病予防法の改正により業務も増加しており、今後は、府民からの食の安全確保に関するニーズの増加も見込まれることから、現状を維持するものとする。

	現在 (令和5年)	目標 (令和12年度)
産業動物獣医師数	38	38
京都府に勤務する獣医師数	105	105

2 獣医師の確保対策

公務員や産業動物分野への就業を誘導するため、獣医系学生の体験研修や実習等を積極的に受け入れ、大学就職説明会や大学で職場紹介をする機会を設定するなど、産業動物分野で働く獣医師の意義や魅力について積極的に発信する。また、待遇改善に取り組むとともに、ワークライフバランスへの配慮をはじめ、労働環境の整備を推進する他、定年退職後や未就業獣医師を積極的に掘り起こし、人材を確保する。

さらに、適切な産業動物獣医療が提供できる体制を構築するため、家畜保健衛生所、農業共済、獣医師会、保健所、生命科学系大学等の関係機関が連携して、家畜疾病の予防衛生や産業動物診療に必要な技術等の知識習得の機

会を提供する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域の家畜防疫の拠点機関として、農業共済や個人開業獣医師等と連携し、家畜伝染病や不明疾病などに対するサーベイランス体制の強化を図るとともに、家畜飼養者への啓発、情報提供により、異常家畜を早期発見できる体制の構築を進める。

また、口蹄疫やHPAIなど、極めて感染性の強い家畜伝染病が発生した場合に備え、府域や地域の家畜防疫会議や防疫演習などを通じて、家畜保健衛生所をはじめとする府の機関のみならず、市町村、関係機関等との連携の強化を図る。

さらに、関西広域連合、府県境防疫会議、病性鑑定ネットワークなどを活用し、近隣府県との連携を高め、情報交換、共有を行うことで、府県境をまたがる発生に際しても迅速な対応ができる体制を構築する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携の促進を図るものとする。

本府では、現在、農業共済、家畜保健衛生所が中心となって獣医療の提供が行われているが、効率的で迅速かつ的確な診療を促進するため、情報通信技術の活用を検討するとともに、より高度な検査機器等の整備を促進することとし、家畜保健衛生所が所有する遺伝子検査装置、嫌気培養装置、蛍光顕微鏡、酵素抗体測定装置等の高度な検査機器や農業共済が所有する血液電解質分析装置、ファイバースコープ等疾病の早期診断に必要な検査機器については、個人開業獣医師等の利用促進を図る。

3 獣医療情報の提供システムの整備

獣医療関連施設相互の機能が十分に発揮されるよう、家畜保健衛生所、農業共済等が家畜衛生情報や、抗体検査、生化学検査、食肉衛生検査等の成績を関係機関に積極的に提供し、それらの利活用を推進する。

また、生命科学系大学、研究所と学術協定を行うなど、情報・知識を共有

することで獣医療関連施設の機能を向上する。

4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療施設から遠隔地に位置する等により、獣医療の提供を受けにくい地域については、農業共済を中心として、府内外の民間獣医師の協力を得て、獣医療の確保を図るとともに、情報通信機器等を用いた遠隔地からの診療体制を確保する環境を整備する。

なお、家畜保健衛生所が丹後地域で行っている診療業務については、民間の診療体制が整うまでの間は維持するものとする。

また、休日の家畜診療体制を整備し、診療要請への対応の効率化を図るため、京都府、農業共済、個人開業獣医師等が相互に協力しあい、地域内の休日診療にあたりるとともに、診療獣医師の休日を確保しながら、畜産農家の要請に応じる。

第5 診療上必要な技術等獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物に係る獣医療については、農場単位での集団衛生管理技術や超音波診断装置等による精度の高い診断技術の需要が増大するとともに、生産性の向上に資するための受精卵移植技術等の提供が求められていることから、これら技術の更なる普及定着化を推進することとし、獣医師に対する獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備を図る。

また、小動物分野における獣医療については、飼育者のニーズに合わせたより高度かつ専門的な診療技術の提供と保健衛生指導の充実を図る。

1 卒後・生涯研修

本府においては、今後、診療分野に獣医師免許新規取得者の参入が見込まれることから、年々高度化する獣医療に即応し、社会の要請に積極的に応じるとともに、実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性に対する理解の醸成等を図るため、(公社)日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への積極的な参加促進を図る。

2 高度研修・臨床研修

(1) 産業動物分野

高度な検査診断技術や受精卵移植技術等については、家畜保健衛生所職員や試験研究機関の職員を中心に、国が開催する講習会、技術研修会への受講を促進し、新しい検査技術や先端技術の獲得を図るとともに、家畜保健衛生所等の施設を利用して地域の診療獣医師に対し技術の伝達を図る。

また、農業共済獣医師の臨床現場における獣医療技術の研修については、これからますます普及が進む集団衛生管理の普及に対応した家畜伝染病の侵入防止や慢性疾病の発生の低減等、予防衛生を中心とする管理技術の提供が求められるため、診療獣医師が集団管理衛生技術、農場経営、農場 HACCP、アニマルウェルフェア及び薬剤耐性菌対策等に関する知識・技術等の修得を図る機会を増大させる。

また、飼養管理及び経営等を含む幅広い指導を行えるよう、臨床研修体制の充実を図るとともに、コンプライアンスや職業倫理等の再認識を促すため、(公社)全国農業共済協会や(公社)日本獣医師会等が開催する技術研修会等への参加を促進する。

(2) 小動物分野

小動物分野の獣医療については、飼育者から、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、府民生活において、小動物が伴侶動物として大切に扱われていること等を背景として、この傾向は今後も継続するものと考えられる。

したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供しうるよう、(公社)京都府獣医師会等による研修会、講習会等を積極的に開催し、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得や飼育者へのインフォームドコンセントのためのコミュニケーション能力の向上、コンプライアンスや職業倫理等再認識させる研修への参加を促進する。

(3) 公務員分野

公務員分野においては、家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野

産業動物分野においては、家畜の健康増進を図り、疾病の農場への侵入防止を図るためにはバイオセキュリティの考え方を取り入れ、家畜飼養者自身が衛生管理を適切に実施することが重要であることから、(公社)京都府家畜畜産物衛生指導協会による自衛防疫活動の強化とともに、家畜保健衛生所が実施する家畜衛生対策事業等を通じて家畜飼養者に対する家畜衛生知識の普及・啓発に努める。

(2) 小動物分野

小動物分野においては、適切な健康管理を図るため、(公社)京都府獣医師会及び(公社)京都市獣医師会が中心となり、動物愛護フェスティバルなどの開催、学校飼育動物の健康相談等を通じて家庭等での小動物飼育者に対する衛生知識の普及・啓発に努める。

2 広報活動の充実

府及び(公社)京都府獣医師会等関係団体は適切な獣医療に係る情報の迅速かつ正確な提供に努める。

3 災害発生時における獣医療の提供

府は、民間獣医師の京都府災害救援専門ボランティアへの積極的な登録を促進し、災害に伴う家畜の伝染病及び人畜共通感染症等のまん延防止に迅速に対応する。

4 人獣共通感染症サーベイランス

府は、(公社)京都府医師会、(公社)京都府獣医師会及び(公社)京都市獣医師会の協力のもと、人と動物の共通感染症の動物での発生動向調査・分析を行い、流行予測や発生予防に寄与する。

5 傷病鳥獣の救護体制

府は、京都市(京都市動物園)、福知山市(福知山市動物園)、(公社)京都府獣医師会及び(公社)京都市獣医師会の協力のもと、市町村と連携し、傷病鳥獣の救護に携わるとともに、広報活動などを通じて適切な救護体制づくりを進める。

6 診療施設の整備

本計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定により、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。